

平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修説明会

平成 29 年 6 月 8 日（木）
吉 塚 合 同 庁 舎

第 1 喀痰吸引等制度の改正について

平成 24 年 4 月から、介護職員等による喀痰吸引等の新制度が始まりました。

1 喀痰吸引等の行為の種類

(1) 喀痰吸引

- ア 口腔内（咽頭の手前まで）
- イ 鼻腔内（咽頭の手前まで）
- ウ 気管カニューレ内部

(2) 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引

- ア 口腔内（咽頭の手前まで）
- イ 鼻腔内（咽頭の手前まで）
- ウ 気管カニューレ内部

(3) 経管栄養

- ア 胃ろう又は腸ろう
 - ※ 胃ろう又は腸ろうの状態の確認は、医師又は看護職員が行う。
- イ 経鼻
 - ※ 栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、医師又は看護職員が行う。

2 喀痰吸引等を実施できる者

- ① 平成 28 年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了した者
- ② 都道府県知事が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、都道府県知事の認定を受けた者
- ③ 登録研修機関が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、都道府県知事の認定を受けた者
- ④ 別紙 1 記載の各通知に基づく行為を行い、経過措置に該当するとして、都道府県知事の認定を受けた者

3 実施できる喀痰吸引等の範囲

(1) 上記 2 ①の者

実地研修まで修了した行為のみ

(2) 上記2②及び③の者

都道府県知事の認定を受けた実地研修まで修了した行為のみ

- ※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引については、人工呼吸器装着者に対する実地研修まで修了した行為のみ実施できます。

(3) 上記2④の者

都道府県知事の認定を受けた各通知に基づく行為のみ

4 定義

上記2①の者が行う行為は「喀痰吸引等」といいますが、上記2②から④までの者が行う行為は「特定行為」といい、都道府県知事の認定を受けた者を「認定特定行為業務従事者」といいます。

5 喀痰吸引等の実施者と施設・事業所等との関係

喀痰吸引等（特定行為）を実施できる者となっても、所属する施設・事業所等が都道府県知事の登録を受け、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」とならなければ、実際に喀痰吸引等（特定行為）を実施することができません。

6 登録喀痰吸引等事業者等の登録

喀痰吸引等（特定行為）を実施したい施設・事業所等は、医療や看護との連携による安全確保、安全委員会の設置及び安全を確保するために必要な体制の確保等の一定の条件を満たさなければ、都道府県知事の登録を受け、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」となることはできません。

- ※ 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」は、都道府県知事の登録を受け、喀痰吸引等研修を行う「登録研修機関」とは異なります。

第2 平成29年度に福岡県知事が行う喀痰吸引等研修について

1 実施機関

麻生教育サービス株式会社

2 研修の種類

(1) 介護職員等を対象とした研修

講義とシミュレーターを用いた演習からなる「基本研修」と、実際に現場において、特定行為を必要としている者に対してその行為を行う「実地研修」となります。

ア 第1号研修

不特定の者に対して、①口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形）及び⑤経鼻経管栄養を行うことができるようにするもの

イ 第2号研修

不特定の者に対して、①口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形）及び⑤経鼻経管栄養の5つの行為のうち、任意の4つまでの行為（例：1つでも可。）を行うことができるようにするもの

ウ 第3号研修

特定の者に対して、①口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者に対する手順）、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形）及び⑤経鼻経管栄養のうち、必要とする行為を行うことができるようにするもの

(2) 医師、保健師、助産師及び看護師を対象とした研修

第1号・第2号講師養成課程（伝達講習）については講義とシミュレーターを用いた演習、第3号講師養成課程（指導者養成研修）についてはDVDによる学習となります。

ア 第1号・第2号講師養成課程

第1号研修又は第2号研修の実地研修等の講師、第1号研修又は第2号研修を行う登録研修機関の講師になることができるようにするもの

※ 第3号研修の実地研修等の講師、第3号研修を行う登録研修機関の講師になることはできません。

イ 第3号講師養成課程

第3号研修の实地研修等の講師、第3号研修を行う登録研修機関の講師になることができるようにするもの

※ 第1号研修又は第2号研修の实地研修等の講師、第1号研修又は第2号研修を行う登録研修機関の講師になることはできません。

3 受講申込みに当たっての注意事項

介護職員等を対象とした研修（第1号研修、第2号研修及び第3号研修）における实地研修については、基本研修の修了までに、受講者又は受講者の所属施設・事業所等が实地研修先及び实地研修の講師を確保する必要があります。

(1) 第1号研修及び第2号研修の实地研修先

ア 現に必要なとしている特定行為の实地研修先

第1号研修及び第2号研修は、介護職員等による特定行為を現に必要なとしている施設・事業所等に所属する介護職員等の受講を想定していることから、現に必要なとしている特定行為の实地研修先は、原則として受講者が所属する施設・事業所等となります。

イ 研修修了のために必要な实地研修先

第1号研修を修了するためには、現に必要なとしている特定行為以外の实地研修が必要となることがありますが、その場合においても、基本研修の修了までに、受講者又は受講者の所属施設・事業所等が関係機関の協力を得るなどして、实地研修先を確保する必要があります。

例 複数の入所者に対して、口腔内の喀痰吸引と胃ろう又は腸ろうによる経管栄養が必要であり、第1号研修を受講した場合

→ 鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養の实地研修を修了しなければ、第1号研修を修了できません。

(2) 第3号研修の实地研修先

特定の者に対する現に必要な特定行為以外の实地研修先を確保する必要はありません。

※ 实地研修の修了前に、特定行為の対象者である特定の者が退所するなどして、現に必要な特定行為がなくなった場合は、第3号研修を修了することができません。

(3) 实地研修先と登録研修機関又は登録喀痰吸引等事業者等との関係

实地研修先が登録研修機関又は登録喀痰吸引等事業者等である必要はありません。したがって、实地研修の実施に当たって、实地研修先の施設・事業所等が登録研修機関又は登録喀痰吸引等事業者等にならなければならないということはありません。

(4) 実地研修の講師

ア 第1号研修及び第2号研修の実地研修の講師

別紙2記載の者又は平成29年度の「第1号・第2号講師養成課程」を修了する見込みの者を、基本研修の修了までに、受講者又は受講者の所属施設・事業所等が確保する必要があります。

※ 実地研修先が受講者の所属施設・事業所等だけではなく、複数となる場合、実地研修先の施設・事業所等がその職員を実地研修の講師とすることを希望することなどがあるため、実地研修先ごとに実地研修の講師を確保する必要がある場合があります。

イ 第3号研修の実地研修の講師

別紙2記載の者又は平成29年度の「第3号講師養成課程」を修了する見込みの者を、基本研修の修了までに、受講者又は受講者の所属施設・事業所等が確保する必要があります。

※ 必要な特定行為が複数あり、特定行為ごとに関係する医療従事者が異なる場合等は、その特定行為ごとに実地研修の講師を確保する必要がある場合があります。

4 受講申込みの際の注意点

上記3のとおり、施設・事業所等の単位での受講準備が必要となるため、受講申込みは施設・事業所等ごととします。

5 研修の内容及び募集

別紙「平成29年度福岡県喀痰吸引等研修募集要項」のとおり

6 福岡県知事が行う喀痰吸引等研修について

福岡県知事が行う喀痰吸引等研修の第1・2号研修（講師養成課程を除く）については、県内の登録研修機関が実施する研修により、必要な研修機会が確保されることから、平成29年度で終了する予定です。

第3 実施できる特定行為の追加及び特定の者の追加等について

1 実施できる特定行為の追加

既に都道府県知事又は登録研修機関が行う第2号研修を修了した者が実施できる特定行為を追加したい場合は、改めて福岡県知事又は登録研修機関が行う第1号・第2号研修の実地研修を受講し、追加する特定行為の実地研修等を修了しなければなりませんので、福岡県知事又は登録研修機関が行う第1号研修・第2号研修の実地研修課程を申込んでください。

※ 基本研修は履修免除となり、必要な実地研修等の修了のみ必要になります。

2 特定行為の対象となる特定の者の追加

既に都道府県知事又は登録研修機関が行う第3号研修を修了した者が特定行為の対象となる特定の者を追加したい場合は、改めて福岡県知事又は登録研修機関が行う第3号研修の実地研修を受講し、追加する特定の者への実地研修等を修了しなければなりませんので、福岡県知事又は登録研修機関が行う第3号実地研修課程を申込んでください。

※ 基本研修は履修免除となり、必要な実地研修等の修了のみ必要になります。

3 特定の者から不特定の者への変更について

既に都道府県知事又は登録研修機関が行う第3号研修を修了した者が特定行為の対象となる特定の者を不特定の者に変更したい場合は、新たに福岡県知事又は登録研修機関が行う第1号研修又は第2号研修を修了しなければなりませんので、福岡県知事又は登録研修機関が行う第1号・第2号全課程を申込んでください。

第4 登録研修機関が行う喀痰吸引等研修について

1 登録研修機関について

上記のとおり、福岡県知事が行う喀痰吸引等研修の第1・2号研修（講師養成課程を除く）については、平成29年度で終了予定ですので、今後喀痰吸引等研修は、福岡県知事の登録を受けた登録研修機関のみで開催されます。

登録研修機関一覧は別表のとおりです。

また、福岡県のホームページにも一覧を掲載していますので、受講を希望される場合は、各登録研修機関にお問い合わせください。

2 助成金制度について

登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の受講にあたり、「人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）」を活用できる場合があります。

この助成金制度を活用すれば、研修受講のための助成金を受けることができます。

詳しくは「人材開発支援助成金」で検索いただくか、福岡助成金センター（電話番号：092-411-4701）までお問い合わせください。